

【改訂版】
大垣市中学校部活動
ガイドライン

令和３年３月
大垣市教育委員会
大垣市中学校長会

1. ガイドライン改訂の趣旨・経緯

中学校における部活動は、その教育的意義を認められつつも、過重な実施の実態が、生徒の心身の成長に影響を与え、指導する教員の長時間労働や心身の負担となっている点において、大きな課題となっている。

本市においても、部活動については様々な課題があり、この改善を図るため、平成29年10月より、中学校長会と連携して部活動改革委員会を立ち上げ、生徒にとっても、指導する教員にとっても、よりよい活動になるよう、部活動の改善の方向について検討してきた。

現ガイドラインは、部活動が、生徒にとって健全な中学校生活として有効に機能するよう改善を図ることが、教員の働き方改革の一つとして業務の適正化にもつながるものであると考え、策定されている。具体的には、休養日のあり方、適正な活動時間、学校規模に応じた部活動数や外部指導者の活用のあり方の4つのポイントについて改善の方向を示している。

本ガイドラインにおいては、令和元年度の新しい学校の在り方検討委員会部活動改革グループによる現ガイドラインの検証を受け、更なる教員の働き方改革を推進することを目指し、令和2年度の大垣市中学校部活動ガイドライン策定委員会での検討を踏まえ、一部改訂したものを令和3年度から実現したい部活動の姿として示している。（改訂部分は赤字と下線で提示）

○経緯

平成29年度

- 4月：教育方針等説明会にて、働き方改革の一環として、部活動の在り方の検討を公言
- 5月：部活動実態調査実施（1日大垣市単独実施 22日岐阜県教委実施）
西濃教育長会議で資料提供 問題提起
- 7月：中体連会長、中学校長会長、学校教育課長3者会議
- 9月：大垣市議会にて、部活動の休日について質問
- 10月：第1回 部活動改革会議 市内職員生徒の実態調査の必要性を検討
- 11月：市内全職員、市内中学生（1, 2年対象、抽出校）にアンケートを実施
- 12月：大垣市議会にて、専門外の部活動を担当する教員の割合等に触れる質問
第2回 部活動改革会議 アンケート結果について意見交流
- 1月：第3回 部活動改革会議 ガイドライン（案）の検討
- 2月：第4回 部活動改革会議 ガイドラインの決定
中学校長会に提示 方針と重点等説明会にてガイドラインの概略説明

平成29年度末 ガイドライン策定・公表

平成30年度～令和元年度 移行期間

令和2年度～ 完全移行・運用開始

令和元年度

- 6月：第1回 新しい学校の在り方検討委員会
（全体会及び部活動改革グループ意見交流）
- 8月：第2回 新しい学校の在り方検討委員会
（部活動改革グループ意見交流）
- 10月：第3回 新しい学校の在り方検討委員会
（部活動改革グループ意見交流）
- 第4回 新しい学校の在り方検討委員会
（部活動改革グループ意見交流）
- 12月：新しい学校の在り方検討委員会 本部会

令和2年度

- 4月：現ガイドライン運用開始（内容の実現）
- 7月：第1回 部活動ガイドライン策定委員会
- 12月：第2回 部活動ガイドライン策定委員会
- 2月：校長会に提示

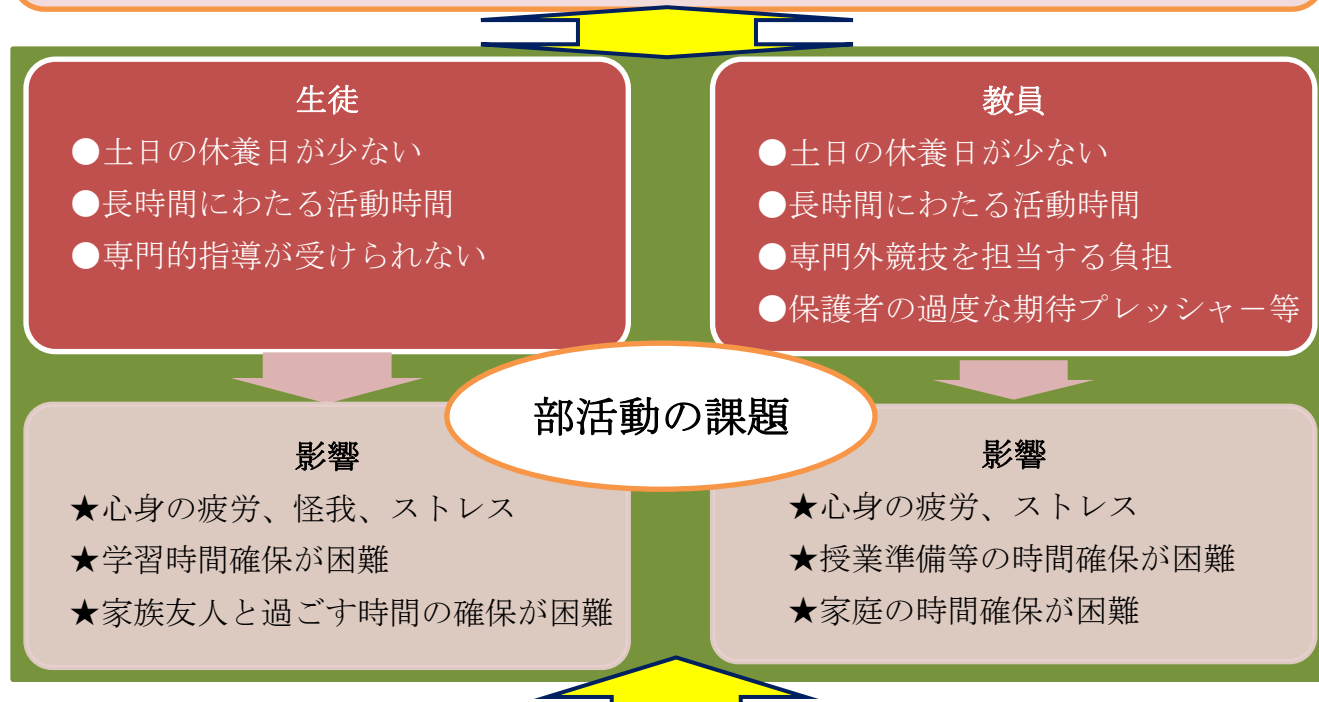
令和3年度

- 4月：改訂版 部活動ガイドライン運用開始

ガイドラインの基本方針

【部活動のあるべき姿】

大垣市では、「部活動は、子どもたちがスポーツ・文化に親しみ、楽しむと共に、個性、能力の伸長や責任感、連帯感を育てる活動になる等、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として位置づくものである」と考える。



<国の部活動に対する考え方>

●学習指導要領「生きる力」第1章総則 第4 2. (13)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

●我が国の文教施策 第1部 心と体の健康とスポーツ第3章第2節3 (文部科学省) さらに、運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合う場としても大きな意義を有するものである。

<県の部活動に対する考え方>

●岐阜県中学校運動部活動指針「運動部活動をめぐる課題解決の視点」より抜粋

部活動を取り巻く状況が一層進むことを予測した上で、時代の変化に対応できる望ましい運動部活動の在り方を描く必要があります。そこで、運動部活動をめぐる課題を解決するための視点を、生徒自らの意思で決定する運動部活動は、教育活動の一環として位置付き、個性や能力の伸長を図るものであること、そのために、教員の部活動指導に対する負担感を軽減し、指導業務のバランスを図ることによって、部活動に対する指導意欲等を高め、生徒が自立して取り組む力を育成するための指導を充実すること、さらに、生徒の自主的・自発的な活動の場の充実に向けて、学校、家庭、地域の役割を明確にした上で必要な連携を図り、地域の特色を生かして取り組むことの3点とし、本指針の基本方針として位置付けました。

今後

令和5年度までに、本市における部活動の在り方の将来像を示す

令和5年度～

2. 大垣市部活動の現状（部活動実態調査より）

令和2年9月調査実施

Q1 担当する部活動で、負担に感じることは次のうちどれですか。（複数回答可）

	平成29年度	令和2年度
①専門外の種目なので指導できない	43%	27%
②初めての中学校部活動で指導の仕方が分からない	9%	7%
③保護者からの苦情や意見が多い	19%	14%
④部活動時間が長すぎるため、本来の仕事に影響が出ることがある	22%	12%
⑤休日に休みがなく精神的体力的に苦しい	39%	28%
⑥コーチと指導方針等が合わない	4%	7%
⑦家庭の時間（自分の時間）が作れない	47%	30%
⑧顧問が一人体制で手が足りない	10%	14%
⑨特に負担を感じていない	25%	33%
⑩その他	4%	8%

Q2 部活動に対する考えを教えてください。 ※「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」と回答した先生の割合

	平成29年度	令和2年度
①部活動は生徒の成長、自己有用感の向上につながっていると思う	97%	100%
②部活動は生徒の問題行動抑止につながっていると思う	88%	93%
③生徒のさらなる成長や好成績を収めるために今後も積極的に部活動を推進するべきだと思う	60%	69%
④部活動は教員にとって精神的体力的な負担になると思う	83%	79%
⑤部活動は負担になるので、できれば顧問になりたくないと考えている	46%	34%

Q3 土日の部活動の概要についてお答えください。

	平成29年度	令和2年度
①1ヶ月のうち、土日の教員の休養日は何日ありますか。	平均3.0日	平均4.5日
②1ヶ月のうち、教員の部活動の休養日は何日が適切だと考えていますか	平均4.7日	平均5.4日
③1ヶ月のうち、土日の生徒の休養日は何日ありますか。（社会体育・保護者クラブ含む）	2.0日	3.6日
④1ヶ月のうち、生徒の休養日は何日が適切だと考えていますか。（社会体育・保護者クラブ含む）	3.6日	4.4日
⑤活動時間は何時間が適切だと考えていますか。（休日）	2.9時間	2.9時間
⑥活動時間は何時間が適切だと考えていますか。（平日）	1.3時間	1.5時間

Q4 大垣市部活動ガイドラインの達成度を教えてください。

※4→達成できている、3→どちらかという達成できている、2→どちらかという達成できていない、1→達成できていない

	4	3	2	1	達成度
①平日の部活動の休養日について、週に一日は休養日を設けている。	9校	1校			98%
②平日の部活動の休養日については、朝、放課後とも活動せず、完全休養日としている。	9校	1校			98%
③平日の部活動の活動時間について、放課後は、原則2時間までとしている。	10校				100%
④休日（土、日、祝日）の部活動について、土曜・日曜のどちらか一日を休養日としている。	7校	2校	1校		90%
⑤休日（土、日、祝日）の部活動について、第3日曜日は、原則「家庭の日」として活動は実施していない。	7校	2校	1校		90%
⑥休日（土、日、祝日）の部活動について、活動計画表に、休養日を明記し、校長に報告している。	10校				100%
⑦休日（土、日、祝日）の部活動について、活動時間は原則1日3時間までとしている。（大会は除く）	9校	1校			98%
⑧休日（土、日、祝日）の部活動について、3～4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設けている。	8校	2校			95%
⑨夏季休業日中の学校閉庁日、冬季休業日の年末年始の学校閉庁日は実施しない。学年末、学年始め休業日の教員（顧問）の異動等で、監督できない活動は禁止する。	10校				100%
⑩学校規模に応じた適正な部活動数について、一つの部活動に対し、部活動顧問を2名以上（校長、教頭を除く教員）配置できている。	4校	4校	1校	1校	78%
⑪「大垣市部活動ガイドライン」は、体育系部活動だけでなく、文化系部活動においても有効である。（上石津中学校以外）	6校	3校			95%

<調査結果から>

○部活動ガイドラインに則った働き方改革の成果が感じられる。（文化系部活動においても同様だと考えられる）

・負担感や多忙感等を示すような項目において平成29年度と変化が見られる。【Q1④⑤⑦⑨、Q2④⑤】

・土日の教員と生徒の休養日について平成29年度と変化が見られる。【Q3①③】

●部活動顧問を2名以上配置することには課題が感じられる。【Q1⑧、Q4⑩】

→複数顧問制を進めることで、さらに負担を減らすとともに、専門外指導や指導が分からない教員を救済可能。

●休日の部活動において、どちらか一日を休養日とすることにはまだ弱さがある。

3. 部活動の活動時間、休養日について

部活動	中学校において、教員（顧問）が中心で指導する活動 (活動中の事故怪我等については日本スポーツ振興センターの保障対象となる)
-----	--

(1) 平日の活動について

①休養日

- ・週に一日は休養日を設ける。（月曜日：会議日、水曜日リフレッシュデー等にあわせて）
- ・朝の部活動は原則実施しない。

②活動時間

- ・平日放課後の活動時間については、原則2時間までとする。

(2) 休日（土、日、祝日）の活動について

①生徒の休養日

- ・土曜、日曜については、どちらか一日を休養日とする。
- ・第3日曜日は、原則「家庭の日」として部活動は実施しない。
ただし大会、施設の割り振りの関係でやむを得ない場合は振替で休養日を必ずとること。
- ・部活動計画表に、休養日を明記し、校長に報告すること。

②教員の休養日

- ・土曜、日曜どちらか一日を休養日とする。

③活動時間について

- ・活動時間は原則1日3時間までとする。（大会は除く）
- ・3、4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設けることが望ましい。

(3) 大会・遠征等の参加について

- ・大会参加、市外への遠征については、校長の許可を得ること。その折、移動手段や負担金について保護者（会）の了解を必ず得ること。
- ・大会開催日が日曜日の場合は、前日土曜日に活動することもあり得る。ただし翌週に休養日を設けるなど、各校の実態に応じて必ず振替で休養日をとること。また、土曜日開催の場合、翌日の日曜日は休養日とすること。
- ・土曜日、日曜日の2日連続で大会に参加した場合は、月曜日を休養日とする等、週2日の休養日を確保することが望ましい。
- ・中学校体育連盟主催の夏季大会に係る活動については、休養日の位置付けも含めて、校長の許可のもと実施してもよい。ただし、夏季大会終了後、新チームの立ち上げまでに休養させること。

(4) 長期休業日について

①夏季休業日・・・夏季休業日中の学校閉庁日は実施しない

②冬季休業日・・・年末年始及び学校閉庁日は実施しない

③学年末、学年始め休業日

・・・教員(顧問)の異動等で、監督できない活動は禁止する。

※ 夏季休業日中の学校閉庁日期间については、中学校体育連盟主催の全国中学校大会等、大会直前の場合は、校長の許可を得て実施してもよい。ただし、大会後に休養を必ずとること。

4. 学校規模に応じた適正な部活動数について

今後少子化に伴って、中学校の生徒数が減少し、教員数も減少することが見込まれることから、現在の部活動数を維持していくことが困難になることが予想される。従って、学校規模に応じた適正な部活動数について検討を進める必要がある。

(1) 部活動設置の要件について

- ・部員数が正式入部の時点で、競技種目又は活動として成立する人数が確保されていること。
- ・活動場所が確保され運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。
- ・部活動の顧問や必要に応じて部活動指導員が確保されていること。
- ・部活動部員保護者で保護者を組織し、定期的に支援体制等を見直すこと。

(2) 部活動の改廃（統合・休部・廃部）の目安について

現在設置されている部活動で以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃対象とし、校内部活動検討委員会で協議し、決定する。

- ① 3学年の合計人数が公式戦、コンクール等に出場するために必要な人数を満たさない場合
- ② 部活動保護者会から改廃検討を依頼された場合

①は、4月当初の在籍数で判断し、次年度の廃部措置については、9月末までに検討・決定し、保護者・生徒に周知する。

複数顧問体制のための適正部活動数としては、普通学級数×0.8を目安とするとよい。

※部活動の選択（大垣市中学校部活動指定校変更）

希望する種目部活動が指定された校区の中学校にない場合、子どもたち一人一人の個性の伸長を図るようにするため、中学校入学時に限り、一定条件（競技継続年数や自宅からの距離）のもと、中学校の指定校の変更を認める。

(3) 部活動の改廃の手順について

- ・校内部活動検討委員会による設置・改廃の検討・決定
- ・教育委員会への校内部活動の設置・改廃の連絡

(4) 設置に必要な教員の配置について

- ・一つの部活動に対し、部活動顧問を2名以上（校長、教頭を除く教員）配置すること。
- ・常時活動が校外活動を主とした部活動（水泳、相撲等、非常設部活動）が中体連に参加する際は、引率教員を確保すること。
- ・顧問教員が2名以上配置できない場合には、外部指導者の活用にも考慮すること。

※やむを得ず一人顧問体制の場合や、該当する部活動の内容について、専門性を有する教員がない場合、市の運動部活動指導員等を活用するなど、活動に支障が出ないように配慮する。

5. 外部指導者について

部活動指導において、大垣市では教員の他に以下に定める指導者をおくことができる。

- (1) 市が委嘱した体育系・文化系部活動実技指導者
- (2) 学校長が認めた外部の指導者（保護者含む）

(1) 配置の目的について

生徒のより専門的な活動を充実させると共に、専門外顧問教員の負担軽減のために、各校の要望に応じて配置する。

(2) 指導者について

ア 市が委嘱した体育系・文化系部活動実技指導者

- ①資格 一般社会人で実技指導ができ、人格も適格で、当該学校長が推薦する者、または、市教育委員会が推薦する者
- ②待遇 市費にてスポーツ安全保険に加入し、年度末に謝金を支払うこと
- ③詳細 中学校体育系・文化系部活動実技指導者派遣事業実施要項に記載されたとおり運営する

イ 学校長が認めた外部の指導者

- ①資格 ・保護者ではない一般社会人の実技指導ができる者
・部員の保護者で実技指導ができる者、又は責任をもって活動を見届ける者
- ②待遇 各学校で相談の上決定する

(3) 外部との連携について

各学校での外部指導者の発掘については、教育委員会と大垣市体育連盟が協力し、各競技団体に各校の要望を伝えたり、情報を得たりする等、協力体制をとる。

(4) 指導における遵守事項について

- 体罰、暴言、セクハラと誤解されるような行動等は絶対に禁止する
 - 活動時間を厳守し、計画的に活動すること
 - 安全管理の徹底に努め、警報発令時や雷、悪天候時の活動は慎むこと
 - 生徒中心の主体的な活動になるよう、言動に注意すること
 - 学校、保護者と連携を取り、問題が発生した場合は速やかに報告、連絡、相談すること
- 以上の遵守事項が守れない場合は、学校と教育委員会が協議の上、指導者資格を停止する。